「成田市特定建設工事共同企業体取扱要領」新旧対照表

現行	改正案
（目的） 第１条　この要領は、成田市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の契約の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この要領は、成田市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の契約の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（用語の意義） 第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 共同企業体　成田市が発注する特定の建設工事の施行を目的として、複数の企業により結成される共同企業体であって、当該工事が完了し、引渡しにより解散する企業体をいう。 (2) 契約担当部課長　建設工事に係る契約事務を担当する部課等の長をいう。 (3) 工事担当部課長　当該建設工事を担当する部課等の長をいう。	（用語の意義） 第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 特定建設工事共同企業体　成田市が発注する特定の建設工事の施行を目的として、複数の企業により結成され、当該工事の完了、引渡しにより解散する共同企業体をいう。 (2) 契約担当部課長　建設工事に係る契約事務を担当する部課等の長をいう。 (3) 工事担当部課長　当該建設工事を担当する部課等の長をいう。
（対象工事の種類及び規模） 第３条　共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」　という。）は、次の各号に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。 (1) 設計金額がおおむね５億円以上の土木構造物工事 (2) 設計金額がおおむね７億円以上の建築工事 (3) 設計金額がおおむね４億円以上の設備工事 ２　前項のほか、工事の性格等に照らし、特定建設工事共同企業体による効果的、かつ、円滑な共同施工が確保できると認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。ただし、この場合においても次の各号に掲げる工事は、対象工事とすることはできないものとする。 (1) 設計金額が３億５千万円未満の土木構造物工事	（対象工事の種類及び規模） 第３条　共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次~~の各号~~に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。 (1) 設計金額がおおむね５億円以上の土木構造物工事 (2) 設計金額がおおむね７億円以上の建築工事 (3) 設計金額がおおむね４億円以上の設備工事 ２　前項のほか、工事の性格等に照らし、~~特定建設工事~~共同企業体による効果的、かつ、円滑な共同施工が確保できると認められる工事については、対象工事とすることができる~~ものとする~~。ただし、この場合においても次~~の各号~~に掲げる工事は、対象工事とすることはできない~~ものとする~~。 (1) 設計金額が３億５千万円未満の土木構造物工事

(2) 設計金額が４億５千万円未満の建築工事 (3) 設計金額が２億５千万円未満の設備工事 ３　前項ただし書の規定は、第 12 条第２項の規定による随意契約の方法により発注する場合には適用しないものとする。	(2) 設計金額が４億５千万円未満の建築工事 (3) 設計金額が２億５千万円未満の設備工事 ３　前項ただし書の規定は、第 12 条第２項の規定による随意契約の方法により発注する場合には適用しない~~ものとする~~。
（構成員の要件） 第４条　共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次の各号に該当する者でなければならないものとする。 (1) 成田市建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録され、かつ、対象工事の発注工種に係る業種の格付けが、最上位等級又は第２位等級の者及び事業共同組合等であって対象工事の施工能力が第２位等級の者以上と認められる者 (2) 対象工事の発注工種に対応する許可業種について、許可を受けてから２年以上の営業実績がある者。 (3) 工事規模にかかわらず、対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績を有し、対象工事と同種の工事を施行した経験がある者。 (4) 対象工事を施行し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者。	（構成員の要件） 第４条　共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次~~の各号~~に該当する者でなければならない~~ものとする~~。 (1) 成田市~~建設工事等~~入札参加~~業者~~資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録され、かつ、対象工事の発注工種に係る業種の格付けが、最上位等級又は第２位等級の者~~及び事業共同組合等であって対象工事の施工能力が第２位等級の者以上と認められる者。~~ (2) 対象工事の発注工種に対応する建設業の許可業種について、許可を受けてから２年以上の営業実績がある者~~。~~ (3) 工事規模にかかわらず、対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として~~一定~~の実績を有し、対象工事と同種の工事を施行した経験がある者~~。~~ (4) 対象工事を施行し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者~~。~~
（構成員の組合せ） 第５条　第３条第１項及び第２項の工事に係る特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、格付けが最上位等級の者のみの組合せ、最上位等級の者及び第２位等級の者の組合せ又は最上位等級の者並びに第２位等級の者及び事業共同組合等の組合せとする。	（構成員の組合せ） 第５条　~~第３条第１項及び第２項の工事に係る特定建設工事~~共同企業体の構成員の組合せは、対象工事の発注工種に係る業種の格付けが最上位等級の者のみの組合せ、最上位等級の者及び第２位等級の者の組合せ~~又は最上位等級の者並びに第２位等級の者及び事業共同組合等の組合せ~~とする。
（構成員数） 第６条　構成員の数は、２社とする。ただし、設計金額が第３条第１項に	（構成員数） 第６条　構成員の数は、２社とする。ただし、設計金額が第３条第１項に

<table>
<tr>
<td>
掲げる金額のおおむね２倍程度以上の工事については、３社とすることができるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、特に大規模かつ技術的難度の高い工事については、５社以内とすることができるものとする。

（結成方法）
第７条　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（運営形態）
第８条　共同企業体の運営形態は、構成員が一体となって工事を施工する共同施行方式でなければならないものとする。

（代表者）
第９条　共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならないものとする。

（出資比率）
第 10 条　代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。
２　構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員の数に応じ、次の比率以上でなければならない。
<table>
<tr><td>構成員数</td><td>最小出資比率</td></tr>
<tr><td>２　　社</td><td>３０％</td></tr>
<tr><td>３　　社</td><td>２０％</td></tr>
<tr><td>４　　社</td><td>１５％</td></tr>
<tr><td>５　　社</td><td>１０％</td></tr>
</table>
</td>
<td>
掲げる金額のおおむね２倍~~程度~~以上の工事については、３社とすることができる~~ものとする~~。
２　前項の規定にかかわらず、特に大規模かつ技術的難度の高い工事については、５社以内とすることができる~~ものとする~~。

（結成方法）
第７条　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。ただし、構成員の脱退は原則として認めない。

（運営形態）
第８条　共同企業体の運営形態は、構成員が一体となって工事を施行する共同施工方式~~でなければならないもの~~とする。

（代表者）
第９条　共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない~~ものとする~~。

（出資比率）
第 10 条　代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。
２　構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員の数に応じ、次の比率以上でなければならない。
<table>
<tr><td>構成員数</td><td>最小出資比率</td></tr>
<tr><td>２　　社</td><td>３０％</td></tr>
<tr><td>３　　社</td><td>２０％</td></tr>
<tr><td>４　　社</td><td>１５％</td></tr>
<tr><td>５　　社</td><td>１０％</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

（成田市工事等指名業者選定審査会） 第 11 条　契約担当部課長は、対象工事を共同企業体に発注しようとするときは、あらかじめ成田市工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）に諮り、次の事項について意見を聴き、市長の承認を得るものとする。 （1）共同企業体発注の適否 （2）構成員数及び構成員の組合わせ （3）代表者及び構成員の技術的要件等	（成田市工事等指名業者選定審査会） 第 11 条　契約担当部課長は、対象工事を共同企業体に発注しようとするときは、あらかじめ成田市工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）に諮り、次の事項について意見を聴き、市長の承認を得るものとする。 （1）共同企業体発注の適否 （2）構成員数及び構成員の組合わせ （3）代表者及び構成員の技術的要件等
（契約方法） 第 12 条　契約担当部課長は、共同企業体に発注する場合は、競争入札の方法により行うものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、契約担当部課長は、既に施工中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施工中の特定建設工事共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であって、随意契約によって発注することが適切な工事（以下「関連工事」という。）については、随意契約の方法により行うことができるものとする。	（契約方法） 第 12 条　契約担当部課長は、共同企業体に発注する場合は、競争入札の方法により行う~~ものとする~~。 ２　前項の規定にかかわらず、契約担当部課長は、既に施工中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施行中の~~特定建設工事~~共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であって、随意契約によって発注することが適切な工事（以下「関連工事」という。）については、随意契約の方法により行うことができる~~ものとする~~。
（入札参加資格審査申請等） 第 13 条　市長は、特定建設工事共同企業体に発注するときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公告等をした日から原則として１０日以内に特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記第１号様式）に協定書（別記第２号様式）、代表者選任届兼委任状（別記第３号様式）、使用印鑑届（別記第４号様式）、その他所定の書類を添えて資格審査の申請をさせるものとする。 （1）共同企業体による工事である旨及び当該工事名 （2）工事場所 （3）工事概要	（入札参加資格審査申請等） 第 13 条　市長は、~~特定建設工事~~共同企業体に発注するときは、あらかじめ、~~その旨及び~~成田市財務規則第 90 条第 2 項に定める事項のほか、次に掲げる事項を公告する。 （1）共同企業体による工事である旨 （2）共同企業体の構成員の数、組合せ、出資比率、代表者及び構成員の技術的要件等 （3）共同企業体入札参加資格審査申請に関する事項 （4）その他必要と認められる事項 ２　構成員は、次に掲げる書類を添えて資格審査の申請を行わなければな

(4) 共同企業体入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所 (5) 共同企業体の構成員の数、組合せ、出資比率、代表者及び構成員の技術的要件等 (6) その他必要と認められる事項	らない。 (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記第１号様式） (2) 協定書（別記第２号様式） (3) 代表者選任届兼委任状（別記第３号様式） (4) 使用印鑑届（別記第４号様式） (5) その他所定の書類
（入札参加資格審査） 第 14 条　市長は、前条の申請書等の提出があったときは、速やかに審査し、審査結果を資格者名簿登載通知書（別記第５号様式）により代表者に通知するものとする。 ２　前項の審査の結果、適格と認める者については、資格者名簿に登録された者とみなすものとする。	（入札参加資格審査） 第 14 条　市長は、前条の申請書等の提出があったときは、速やかに審査し、審査結果を資格者名簿登載通知書（別記第５号様式）により代表者に通知する~~ものとする~~。 ２　前項の審査の結果、適格と認める者については、資格者名簿に登録された者とみなす~~ものとする~~。
（有効期間） 第 15 条　特定建設工事共同企業体の有効期間は、入札の結果、市が契約を締結した企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。 ２　契約企業体の有効期間は、当該工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ。）の完成後３カ月を経過した日までとする。	（有効期間） 第 15 条　~~特定建設工事~~共同企業体の有効期間は、入札の結果、市が契約を締結した企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了する~~ものとする~~。 ２　契約企業体の有効期間は、当該工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ。）の完成後３カ月を経過した日までとする。
（編成表の提出） 第 16 条　工事担当部課長は、契約企業体の代表者をして、契約を締結した日から７日以内に特定建設工事共同企業体編成表（別記第６号様式）を提出させるものとする。	（編成表の提出） 第 16 条　契約企業体の代表者は、契約を締結した日から７日以内に特定建設工事共同企業体編成表（別記第６号様式）を提出しなければならない。

（共同施工の確保） 第 17 条　工事担当部課長は、契約企業体から提出された編成表等に基づき、構成員による共同施工が行われているかどうか、随時調査を行うものとする。 ２　前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示をするものとする。 ３　工事担当部課長は、契約企業体が前項の指示に従わないときは、その旨契約担当部課長に報告するものとする。 ４　契約担当部課長は、前項の報告を受けたときは、審査会に諮り、市長の承認を得て、指名停止等必要な手続きを行うものとする。 （その他） 第 18 条～第 19 条　　略 附　則 この要領は、平成２年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、平成５年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、平成１１年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、平成１７年７月１日から施行する。	（共同施工の確保） 第 17 条　工事担当部課長は、契約企業体から提出された編成表等に基づき、構成員による共同施工が行われているかどうか、随時調査を行う~~ものとする~~。 ２　前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示を~~するものとする~~行う。 ３　工事担当部課長は、契約企業体が前項の指示に従わないときは、その旨を契約担当部課長に報告する~~ものとする~~。 ４　契約担当部課長は、前項の報告を受けたときは、審査会に諮り、市長の承認を得て、指名停止等の必要な手続きを行う~~ものとする~~。 （その他） 第 18 条～第 19 条　　略 附　則 この要領は、平成２年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、平成５年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、平成１１年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、平成１７年７月１日から施行する。 附　則 この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

別紙 運用上の留意事項 第３条（対象工事の種類及び規模）関係 １　市工事の発注は、単体発注が原則であり、本条に該当すると認められる工事であっても、特定建設工事共同企業体に発注する必要がない場合は、当然単体発注によるものとする。 ２　略 第４条　（構成員の要件）関係 略 第６条　（構成員数）関係 構成員の脱退は、原則として認めない。 第８条（運営形態）関係 各構成員が分担する工事を決め、施工するいわゆる「分担施行方式」は、認めないものとする。 第９条（代表者）関係 「最大の施工能力を有する者」とは、原則として経営事項審査に基づく総合数値の上位のものとするが、構成員間の格差が僅少である場合は、いずれが代表者となっても差し支えないものとする。 第 10 条（出資比率）関係 略 第 12 条（契約方法）関係 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号の「再度入札に付し落札者がないとき。」又は同項第７号の「落札者が契約を締結しないとき。」の場合については、随意契約に付することができるものとする。	別紙 運用上の留意事項 第３条（対象工事の種類及び規模）関係 １　市工事の発注は、単体発注が原則であり、本条に該当すると認められる工事であっても、~~特定建設工事~~共同企業体に発注する必要がない場合は、~~当然~~単体発注とする。 ２　略 第４条　（構成員の要件）関係 略 第６条　（構成員数）関係 （削除） 第８条（運営形態）関係 各構成員が分担する工事を決め、施工するいわゆる「分担施工方式」は、認めない~~ものとする~~。 第９条（代表者）関係 「最大の施工能力を有する者」とは、原則として経営事項審査に基づく総合評点値の上位のものとするが、構成員間の格差が僅少である場合は、いずれが代表者となっても差し支えない~~ものとする~~。 第 10 条（出資比率）関係 略 第 12 条（契約方法）関係 （削除）

また、既に施工中の対象工事に関連する新たな工事を当該対象工事を施行中の共同企業体に追加発注する必要がある場合は、随意契約ができることとしたが、規定の趣旨を十分尊重して安易な運用は避けること。	
第 13 条（入札参加資格審査申請等）関係 １　入札参加資格申請書の受付期間は、原則として１０日間とする。 ２　受付場所は、総務部管財課とする。 ３　協定書の書式は、市があらかじめ定めた書式によるものであり、任意の書式は認めない。	第 13 条（入札参加資格審査申請等）関係 ~~１　入札参加資格申請書の受付期間は、原則として１０日間とする。~~ １　受付場所は、総務部契約検査課とする。 ２　協定書の書式は、市があらかじめ定めた書式によるものであり、任意の書式は認めない。
第 14 条～第 18 条 略	第 14 条～第 18 条 略
その他 略	その他 略